

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 3 月 30 日、厚生労働省に対しあっせんします。

（行政相談の要旨）

私の息子が通う高校では、2 年生の時に海外へ修学旅行に行くが、麻しんに対する免疫を有していない場合には、事前に自費で予防接種を受けるように勧められた。

一方、平成 20 年から 5 年間は、これまでに麻しんの予防接種を 2 回受けている者又は麻しんに罹患したことのある者を除き、中学 1 年生及び高校 3 年生に相当する年齢の者は該当する年度内に無料で定期予防接種を受けられることになっている。

修学旅行のために高校 2 年生で予防接種を受ける場合も、無料で受けられるようにしてほしい。

※ 行政相談委員は、行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、日常の行政相談業務の遂行を通じて得た行政運営の改善に関する意見を総務大臣に提出することができる。本件は、上記の行政相談を受けた行政相談委員からの改善を求める意見を基に行政苦情救済推進会議において検討を行ったものである。

（制度の概要）

- 定期予防接種 → 1 歳と小学校入学前 1 年間の計 2 回接種（平成 18 年度から）
 - 追加定期予防接種 → 平成 20 年度から 5 年間、中 1 及び高 3 相当年齢者に接種（既に罹患したことが確実な者及び予防接種を 2 回接種した者を除く）
 - 定期予防接種費用 → 市町村が負担（実費の徴収も可能）
- ※ WHO は、2012 年度までに西太平洋地域における麻しん排除達成を各国に要請

（主な問題点等）

- アメリカ、大韓民国、オーストラリア等では既に麻しんを排除。日本では平成 19 年に流行するなど未だ排除できず。
⇒ 平成 19 年には、カナダで修学旅行生が発症し多数が拘束される問題発生
- 平成 20 年度は年間約 17 万人の高校生が修学旅行で海外へ。そのうち約 9 割は 2 年生
⇒ 事前に学校等から予防接種を推奨されているが、未接種のまま出発している者もいる（接種費用の負担も原因の一つ）
- 複数の市に聴取したところ、財政上の問題はあるが、高校 2 年生で海外へ修学旅行に行く者を定期予防接種の対象とすることの必要性は認識しており、そのための法令の整備を求める声があった。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行に行く高校生による麻しんの発症を厳に防止するため、これらの者に対する定期予防接種の柔軟な実施を可能とする方法について具体的に検討する必要がある。



資料 1

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて

「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）」

平成 20 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間、中学 1 年生と高校 3 年生の年齢に相当する者を麻しんの定期予防接種※の対象として追加すること等により平成 24 年度中に日本から麻しんを排除

※ 予防接種法第 3 条 1 項において、同法施行令に定めるものについては市町村長が予防接種を行わなければならないとされおり（以下本条による予防接種を「定期予防接種」という）、その費用は市町村が負担する（実費を徴収することもできる。）。 ※ 定期予防接種の対象でない者の費用は原則全額自己負担

現 状

- 南北アメリカ大陸・大韓民国・オーストラリアなどでは麻しん排除を達成
- 日本では平成 19 年、若年層を中心に麻しんが流行するなど未だ排除できず、同年、外国において入国した日本人に由来すると思われる麻しん患者が発生。特に、カナダへの修学旅行で高校 2 年生が現地で発症した事例では、発症した生徒以外にもホテルに隔離されるなど問題に（平成 20 年における麻しん患者数は 1 万人を超えたが、21 年は 741 人となった）
- 海外へ修学旅行に行く高校生は年々増加し、平成 20 年度では約 15 万人の高校 2 年生が海外への修学旅行に参加

高校 2 年生・その保護者

11 月にカナダに修学旅行に行くけど、4 ヶ月待てば無料で接種できるし…

学校等教育関係者

参加生徒全員に接種を受けさせたいが、有料だから強く指導もできないし…

改善策（あっせん内容）

厚生労働省は、麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行に行く高校生による麻しんの発症を厳に防止するため、これらの者に対する定期予防接種の柔軟な実施を可能とする方法について具体的に検討する必要がある。

資料 2

麻疹の定期予防接種について

「麻疹」とは？

- ・ ウィルスに感染することから起こる伝染病で、39～40℃の高熱と全身の発疹が特徴・飛沫感染など人から人へ直接うつり、感染力が非常に強い病気
- ・ 重篤の場合、肺炎や脳炎などの合併症を発症し、後遺症が残る場合や死に至る場合あり。
- ・ 特効薬はなく、ワクチンの予防接種が有効（2回の予防接種によりほぼ100%免疫獲得）

対象者

時 期	対 象 者		
昭和 53 年～	1 歳～7 歳半の間に 1 回接種		
平成 18 年 4 月～	1 歳時と小学校入学前 1 年間の 2 回接種		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年春に若年層を中心とした麻疹が流行 ・ WHO 西太平洋地域事務局は、管内の各国に対し、麻疹の平成 24 年までの排除に向けた対策を要請 			
平成 20 年 4 月～ 平成 25 年 3 月	定期予防接種を 1 回しか受けていないと思われる世代に 2 回目の接種を行うため、中学 1 年生と高校 3 年生に相当する年齢の者を追加（5 年間の時限措置）		
	実施年度	中学 1 年生に相当する年齢の者	高校 3 年生に相当する年齢の者
	H20 度	H7.4.2～H8.4.1 生	H2.4.2～H3.4.1 生
	21	H8.4.2～H9.4.1 生	H3.4.2～H4.4.1 生
	22	H9.4.2～H10.4.1 生	H4.4.2～H5.4.1 生
	23	H10.4.2～H11.4.1 生	H5.4.2～H6.4.1 生
24	H11.4.2～H12.4.1 生	H6.4.2～H7.4.1 生	

費 用

- 定期予防接種を行うために要する費用は、市町村が負担（実費を徴収することもできる）
- 定期予防接種の対象者以外は原則として全額自己負担（約 1 万円）

資料 3

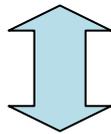
国際社会の動向と我が国の状況

海外における状況

- 南北アメリカ大陸や大韓民国、オーストラリアなどでは麻しん排除※を達成
- 大韓民国では、平成 13 年から同 14 年にかけてキャッチアップキャンペーンを実施

※ 麻しんの排除とは？（WHO の定義）

- ・ 2 回の麻しん含有ワクチンの接種率がそれぞれ 95 パーセント以上であること
- ・ 輸入例を除き、麻しん確定例が 1 年間に人口 100 万人当たり 1 例未満であること等



日本における状況

- 平成 19 年春、若年層を中心に大流行（大学、高校等 263 が休校措置）
- 同年、外国において、入国した日本人に由来すると思われる麻しん患者が発生
- 平成 20 年の国内の麻しんの患者数は 1 万人を超えたが、21 年の患者数は 741 人

（参 考）

※ 平成 20 年度における追加対象者の予防接種率

- ・ 中学 1 年生に相当する年齢の者 → 85.1 パーセント
- ・ 高校 3 年生に相当する年齢の者 → 77.3 パーセント

目標は 95 パーセント

資料 4

海外修学旅行への対応

海外修学旅行の状況

- 海外へ修学旅行に行く高校生は近年増加傾向
→ 平成 20 年度は約 17 万人が参加し、約 9 割は高校 2 年時に実施。実施時期は 10 月以降が多い
- 行き先は、大韓民国、オーストラリア、北アメリカなどが多い

〈外国で発症し問題となった事例〉

※ 平成 19 年に、修学旅行でカナダを訪れた東京都内の高校 2 年生が当地で麻しんを発症し、現地保健当局から発症者以外の生徒もホテルに隔離されるなどの強い指導受け問題に

「学校における麻しん対策ガイドライン」
(国立感染症研究所感染症情報センター作成、厚生労働省・文部科学省監修)

「海外への修学旅行などの実施の責任を負う学校及びその設置者は、主な海外修学旅行の参加者となる中学生・高校生には、麻しんに対する十分な免疫を保有していない者が一定の割合で含まれていることを理解し、参加者に必要な情報を与えるとともに、参加者が麻しんに対する免疫を有しているかどうかを把握し、そうでない場合には、予防接種を推奨するなどの対応が求められる。」

しかし…

海外へ行く高校 2 年生の中には、予防接種を受けずに修学旅行に参加する者が多い。

→ 学校において、海外への修学旅行に参加する高校 2 年生約 300 人に対して、ガイドラインに基づき接種を推奨したが、実際に接種を受けたのは、50 人程度だったとの例あり

【関係法令】

○ 予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律に定めるところにより 予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」）は、次に掲げるものとする。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻しん
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風

八 全各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3～4 略

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)]にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2～3 略

第八条 第三条第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種の対象者は、第三条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。)であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。)を受けるよう努めなければならない。

2 略

第二十一条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

第二十四条 第三条第一項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

○ 予防接種法施行令(昭和二十三年七月三十一日 政令第百九十七号)

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十六号)附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾 病	定期の予防接種の対象者
麻しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまで間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
※ 他の疾病については略	

附 則

2 法第三条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、第一条の二第一項の表麻しんの項及び風しんの項中「生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 三 十三歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 四 十八歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。